



権利関係

相続

居住用建物を所有するAが死亡した場合の相続に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aに、配偶者B、Bとの婚姻前に縁組した養子C、Bとの間の実子D（Aの死亡より前に死亡）、Dの実子E及びFがいる場合、BとCとEとFが相続人となりEとFの法定相続分はいずれも $1/8$ となる。
- 2 Aに、配偶者B、母G、兄Hがいる場合、Hは相続人とならず、BとGが相続人となり、Gの法定相続分は $1/4$ となる。
- 3 Aに法律上の相続人がない場合で、10年以上Aと同居して生計を同じくし、Aの療養看護に努めた内縁の妻Iがいるとき、Iは、承継の意思表示をすれば当該建物を取得する。
- 4 Aに、その死亡前1年以内に離婚した元配偶者Jと、Jとの間の未成年の実子Kがいる場合JとKが相続人となり、JとKの法定相続分はいずれも $1/2$ となる。

■■ [正解] 1 ■■



法定相続分

第1順位	配偶者 $1/2$ ・ 子 $1/2$
第2順位	配偶者 $2/3$ ・ 直系尊属 $1/3$
第3順位	配偶者 $3/4$ ・ 兄弟姉妹 $1/4$

※子→直系尊属→兄弟姉妹の順に相続分が少なくなり、残りの分が配偶者。

※自分より順位が高い法定相続人がいると法定相続分はなし。

・ 養子縁組をしていると、養親が死亡したら養子にも相続権が発生する。

※AではなくBが死亡した事案だったら、Cに相続権は発生しない。

・ 相続人が死亡している場合には代襲相続が発生する。

※相続欠格や相続廃除が事案でも代襲相続は発生する。

1 ○

Bの法定相続分： $1/2$

Cの法定相続分： $1/4$ ($1/2 \times 1/2$)

Eの法定相続分： $1/8$ ($1/2 \times 1/2 \times 1/2$)

Fの法定相続分： $1/8$ ($1/2 \times 1/2 \times 1/2$)

2 ×

Bの法定相続分： $2/3$

Gの法定相続分： $1/3$

※第2順位のGがいるので、第3順位のHには法定相続分なし。

3 ×

内縁者は法定相続人にあたらない。

※裁判所に特別縁故者であると認めてもらう必要がある。

4 ×

離婚した後に死亡した場合、元配偶者に相続権はない。

被相続人と元配偶者との間の子には相続権あり。

Jは相続人とならず、Kのみが相続人となる。